

雜 録

合同製鋼株式會社（獨逸國デュセルドルフ市所在）「スタール、ウント、アイゼン、1927, 3, 17日號所載」

次に掲ぐるは1926年1月14日より9月30日迄の第一回營業年度に對する會社監督部の報告に依て書いたもので該報告は頗る完備し採鑛、製鍊等々の狀況に關する一目瞭然たる詳細なる記事を以て補足せられて居る。

1925年の夏から秋に及ぶ頃1個の意見が強調せられて來た即ちそれは支配的地位を占むる數個の會社をして結合せしめ而して在來の最善の工場を最經濟的に利用せんが爲に單一の監督に服する一つの企業を造らうと云ふ意見である。この相談にはラインエルベ、ユニオン、チーセン並にフェニツクス企業團及びライン製鋼會社が參加した。之等の企業團は廣汎にわたる諸施設を根據として居るが故に處期の目的の完全なる實現が充分に保證せられて居るのであつた。

1926年1月14日創立者側諸會社の完全なる合同を準備する爲の一豫備的合同組織が設けられた。各方面にわたる準備はその後數ヶ月を經過するうちに相當の進捗を見せたので種々の規約は1926年5月5日に調印を終りそれに基いて殆んど總ての施設—即ち炭坑及び鑛山、製鍊工場及び壓延工場、さらに貯藏品其他種々の持分類迄も一が引繼がれ1926年4月1日に溯つて效力を發生する事になつた。尤もライン製鋼會社の所有する全炭坑ケルゼン、キルヘン鑛業株式會社の所有する獨占炭坑（附屬せる豫備炭田を包含する）は其他の創立者側各コンツェルンの少土地や一部の工場等と共に特別な理由から本會社に提供せられなかつた。而して資本金は1926年5月7日の特別總會の決議によつて8億マークと確定せられた。創立者側諸會社の株式資本の持分は次の如くである。

	金マーク	
1. ライン、エルベ、ユニオン	316,000,000	39.5%
2. チーセン企業團	208,000,000	26.0%
3. フェニツクス	208,000,000	26.0%
4. ライン製鋼會社	68,000,000	8.5%
合 計	800,000,000	100.0%

更に1億2,500萬マークのゲヌス、シヤイン（ゲヌース、シヤイン券とは株式にあらずして配當を受くる權利ある證券にして7分の優先配當を受くるものである）が發行せられ次の如くに分割せられた。

	ゲヌス、シヤイン A	ゲヌス、シヤイン B
1. ライン、エルベ、ユニオン	10,000,000	26,000,000

2. チーセン企業團	40,000,000	27,000,000
3. フェニックス	—	15,000,000
4. ライン製鋼會社	—	7,000,000
合 計	50,000,000	75,000,000

1926年7月1日にニーダーシエルデン、アイヘン、アツテンドルン、ジーゲン、アイゼルン、ワイデナウ及びウエルンスベルヒに諸施設を有するシャルロット製鍊株式會社が併合せられた。その諸施設引渡しの代償としてシャルロット株式會社とその姉妹會社なるジーゲン軌條鋼株式會社とは兩方で21,000萬マークの株式と750萬マークBの類のゲヌスシャインを受取つた。

會社は營業年度の終つた後間もなく中部ドイツ製鋼會社の創立に参加した。この會社が出来た爲に統一せられたる従て技術的經濟的に健全なる企業經營の基礎がすえられハーベル河畔のブランデンプルグなるウェーバー鋼及壓延工場並にこの合同に引込まれた其他の中部ドイツ鉄及鋼の諸工場が技術的にも經濟的にも統一によりて其恩恵に浴することになつたのである。

他方に於てはライン、ルール地方内に分散して居る諸會社を合同せしめ獨逸鐵工業の合理化運動にもつと廣い土臺を提供せんとする努力はクルツプ、クレツクナー、ヘツシュ諸會社の協力と相俟て或程度の成功に到達した。これらのコンツェルンとスツム、コンツェルンに屬する次に掲ぐる諸會社の株式の大多數は本會社の手に入つた。その諸會社とはクラフト製鐵會社、ウエストフアーレン線材株式會社、ランゲンドリヤー附近のウエルネー工場、メンデン、ウンド、シュウエルテ製鐵株式會社、北ドイツ製鍊株式會社及びウイツテン鑄鋼株式會社である。更にロムバツハの製鍊諸會社の中からウエストフアーレンのボフム製鋼會社及びベンドルフ所在コンコルジアヒュツテの諸事業がレンズブルヒ所在ホルスタイン製鐵株式會社の株式と共に本會社に引繼がれた。以前のロムバツハ製鍊諸會社の各事業及び所謂スツム、コンツェルンに所屬する諸會社は一部は休止して居り一部は近接せる諸會社と企業共同 Betriebsgemeinschaft を結ぶに至つた。以前にはチーセン、コンツェルンの重要な一部門たりしチーセン會社の機械工場はチーセンコンツェルンから分離してドイツ機械製作株式會社と合體し新にデマーグ株式會社を創立した。更に合同製鋼會社はこの營業年度の間に起つたドイツ特殊鋼株式會社の設立行爲に参加した。この會社にはボフムに於ける特殊鋼諸會社ドルムントに於けるマグネツト工場が包含せられて居る。

合同製鋼會社の創立に参加した各コンツェルンは共同に仕事を始めて以來約10ヶ月を經過した今日に於て益々自らの歩みの正當なりし事を確信するに至つた。これに加ふるに會社の創立は1925年冬から26年にかけての一般の經濟的沈衰の克服に寄與するところ頗る大なるものがあつた。合同製鋼會社の創立によつて初めて招來せられた各創立者側コンツェルン間の利害對立の協定が實行せられた結果爾餘の獨逸の製鐵會社にも好結果を齎した。

本會社の設立は單に無條件に合併集中を行ふことは之を避けんとする方針のもとに行はれた各發起會社は地理的及其他の物的見地から考へて最も有効に綜合せしめられ一箇の監督機關の責任ある指揮

のもとにたつて居る。販賣購買及企業管理の方面に於ても同様な方法で組織替へが行はれた。管理、金融状態及販賣に關して之を統一的に規律する一切の任務が委任せられて居るところの中央機關はデュツセルドルフにその事務所を置いて居る。炭坑の爲には特別なる中央機關「炭坑部」が置かれエツセン——即ち鑛山業の中心地——にその事務所がある。

全炭坑は 153 の坑口と 84 の坑所からなり立つて居てドルトムント・ポーfum、ゲルセンキルヘン及ハムボルの四大炭坑地別に劃されて居る。之等炭坑地の區分は之を大製鐵業と密接に協働せしめんとする方針の下に今や採擇せられた。鑛山部に於ける採掘高の分配によれば西部のハムボルク坑地に對しては在來と同様な仕事従て又在來と同様な經濟的利用が確保せられて居る。東部に於てはミユスター、シュタイン及ハルデンベルヒ鑛山が一つに統一せられた。更に機械的方面では採鑛設備の擴張、組織的方面では例へば坑夫の増加と云ふ様な手段に訴へた結果本報告年度に於ける能率は 30% 増加した。採算のとれない鑛山は休坑して居る。

原料企業 製鐵原料たる石灰及白雲石、粘土及石英の採集場並にジーガーランド、バイエルンの外スウェーデン、スペイン、ブラジルをも包含する鐵鑛山は共にドルトムントに於ける單一の監督權の下に支配せられて居る。

製鍊諸工場に於ては所期の統一が完全に遂行せられた。純粹な熔鑛爐及鑄物工場たるシャルク園、フリードリツヒ、ウイルヘルム製鍊所、マイデリツヒ製鍊所、デュイスブルヒ所在バルカン工場及ベンドルク所在コンコルディア製鍊工場は作業技術の上から以下の如くに統一せられた、即ち各會社に於ては能力に應じて 1 種か 2 種の特種の鉄鐵のみが生産せられる。而して綜合製鐵所に於ては一般にはトーマス法による製鍊のみが許されると云ふ事になつた。大綜合製鐵所のうち直ぐ隣あわせのフェニツクス(ルール)とラインスター(マイデリツヒ)の事業とは一工場として合體してしまつた。技術統一の見地からもくろまれた整理案は既に廣い範圍にわたつて實現せられて居る。同じ様にドルトムント、ユニオン、ヘルデフェラインは一箇の監督の下に統括せられその重複生産は單純化せられた。一方には漸次行はれつつある各會社の技術的合理化があり他方には高い鐵道運賃を儉約せんとする凡ゆる努力があるので多くの製鍊工場の生産のプログラムは廣い範圍にわたつて移動せられるに至つた。原則としては外國の注文は可能なる限り輸出に特に便利なラインの各會社が之を引受け一方近所の各種部門の工業への供給はウエストファーレンの各會社が之を司つて居る。而して各會社に對する生産額は次の如くに分割せられて居る。即ち西部に於けるアウグスト、チーセン製鍊所はルールオルト製鍊所と同様に 1 月約 15 萬噸の鋼塊を生産し一方東部に於ては一つに總括せられたドルトムントヘルデは丁度 1 月の生産がやはり 15 萬噸と定められて居る。ハンボルのアウグストチーセン製鍊所に於ては(その鋼塊生産額はこの營業年度の間に於て同様の労働者數で 75% 増加しそれ以後は殆んど 2 倍に達して居る) 建設材料の生産の方は大部分縮小せられ輸出の爲に半製品、棒鋼及び型鋼等の大量生産をなして居る。ルールオルト、マイデリツヒ工場は同様に外國の注文主として棒鋼や型鋼の注文を能力に應

じて引受けてゐる。そのかたはら半製品を生産してゐるが、其中でも特に薄板鋼片とかロールの半製品たる鋼片とかの生産を目的としてゐる。國內の注文は特にドルトムント及びヘルデルに委託されてゐるがそのうちで半製品及び型鋼の供給はベルデル會社が之を引受け一方建築材料平鋼及び棒鋼は（國內の需要のため）ドルトムントユニオンが之を生産してゐる。その外ドルトムントは種々なる以前と同様の生産品即ち橋梁や建築材料の生産に力を入れてゐる。ポフマー、フェラインは綜合製鐵所中に於てもその生産物の種類に於ては特殊な地位を占むるものである。即ちポーフムの各工場は——ウェストファーレン鋼鐵會社はその一つである——以前と同様に主として精良品の生産を委任せられてゐるがその設備は今迄よりも餘程改良せられて居る。

他方に於ては種々なる加工會社は大製鍊各會社が行つたと同じ様に能ふ限りの經濟的利用を目標として總括せられ單に監督のもとに服するに至つた。鋼管製造は鋼管工場全部を包含する一企業團に統一せられた。同様に針金や針金製品は主たる工場をハムに有する特別の企業團に統一せられた。更にジーガーランドの各工場は其他の薄板工場と共に特別の企業團を形成してゐる。以上はその大要のみを記述したのものなるも徹底せる事業の整理の結果23の非經濟的なりし工場や工場の或部分は必然に廢止せられなければならなくなつた。そして之等の工場の製品は能率の高い中心工場が之を引受けるに至つた。

生産品の整理と相俟て今迄の販賣機關全體の整理變革が必要とせられた。最も重要なる壓延工場の生産物の販賣に關してはその販賣組合の事務所をデュツセルドルフへ移轉せしむることが便利であると考へられた。同時にこのデュツセルドルフに設立せられた有限責任鋼鐵聯合輸出會社 *Stahlunion Export G. m. b. h.* —— 之は創立者側諸會社の關係する國外の組織を基礎として作つたものである —— はこの販賣部組合と密接に聯絡をとり乍ら仕事を續けてゐる。薄板及びブリキ板の販賣はケルソンに鉄鐵及鑄鐵のそれはゲルセンキルヘン、シャルケに夫々集注せしめられた。特殊の生産物の販賣はその生産を營む會社にゆだねられてゐる。例へばルールオルト、マイデリツヒは市街軌道材料の販賣をドルトムント及びポーフムは建設材料の販賣を掌るが如きである。創立者側諸會社によつて作られ大部分はその手中に歸している所の諸商業組合はその活動範圍が互に交錯していたので茲にも廣い範圍にわたる集力が必要とせられた。そしてそれは本營業年度に於ては全體から見て必要でない組合を廢止することによつて實現せられた。活動範圍は次の如く即ちドルトムント市ハイニンリツヒ、アウグスト、シュルテ會社は西部及北西部、ベルリン市チーセン鐵鋼株式會社は北部及び東部（フランクフルトマンハイム市）チーセン・ラインスタール會社は市場の南部を受持つと云ふが如くに區劃づけられた。石炭副産物の取引はそれが組合の手にて行はれざる限りラーパカルヘル會社只一つによつて行はれてゐる。

創立者側諸會社の營業は1926年4月1日以來合同製鋼會社の計算に於て行はれてゐる。1926年4月1日以來の各事業相互間の關係の變遷及び營業年度の終、9月30日に至る迄の市場狀態の發展に關して

我々は更に報告書より次の點を抄録する。

4月には尙販賣の危機が恐ろしい勢ひで鑛山を支配して居つた。所が彼の5月初めに勃發したイギリス炭坑爭議が好化への轉機を齎した。炭坑ストライキは國內及び國外に於ける石炭、コークスの賣行に好影響を與へた。そこで石炭の採掘高やコークス、煉炭の生産は本營業年度に於て毎日漸次に増加する様になり坑夫數は——若し適當な供給があるならば——之を増すことが出來時間外労働は又之を廢止することが出來る様になつた。半年間の採掘高は11,823,930噸に及びラインウエストフアーレン工業地の全鑛山の採掘額53,479,930噸の22.11%を占めている。この數字の中には615,562噸を産出しそのうち合同會社が50%の持分を有している所のエムデル、リツペ會社の産額が顧慮せられていない。

炭坑に於ける骸炭製造所の毎日のコークス生産額は半年のうちに12.9%増大した。全生産額は2,737,967噸に上つた。製鐵所に於けるコークスの生産は本報告年度中に於て329,964噸である。

國內及び國外の需要は絶えず増加していつたので蓄に増産せられた部分が完全に販賣せられたのみならず更に貯炭も全く減少するに至つた。1926年4月1日には631,994噸に達していた貯炭は營業年度の終りには116,774噸に減少した。1926年4月1日には570,572噸を數へていた骸炭の貯藏は其後なほ増加し8月1日には708,705噸の最高記録に到達した。併し乍ら茲に於ても又、一方コークス製造所に於ける生産制限の實行による緩和があり他方大量の石炭の輸出があつたので此の二つの事情は、すばらしく増大しつつあるコークスの需要と相俟て8月9月の兩月に於て貯藏部分のうち213,423噸の積出を可能ならしめた。9月30日の495,282噸の貯藏は4月1日に比して75,290噸減少したと云ふことになる。貯藏の減少は營業年度の終の頃は益々激しくなりつつある。

副産物も亦相當な値段で販路を見出しているが特にコールタール製品の需要が激しかつた。只アムモニアの需要が少なかつたので何時も夏期に於てそうである様に貯藏が増加した。ベンゾールは今も昔と同様に不足を告げて居る。

ラインウエストフアーレン石炭シンジケートの1年の持分は1926年4月1日に34,787,820噸であつた。其内10,307,520噸は自會社用の部分であり24,480,300噸が販賣部分であつた。販賣部分は報告年度の間に新坑ペーカーウエルトの採鑛増加により9萬噸、エリン第五坑の竣成によつて24萬噸、ミニスタースタイン、エミールキルドルフ坑の始業によつて50萬噸増加した。ラインウエストフアーレン石炭シンジケートの全持分、162,823,715噸のうち合同製鋼會社は——會社が有するエムシャーリツペの50%の持分は之を除外して——1926年10月1日に36,617,820噸即ち21.88%を所有して居る。

會社に引繼がれた石灰並に白雲石採集地に於ては本營業年度に於ける生産額は生石灰が296人の平均労働者數にて191,163噸、白雲石は6,839噸に達した。

35の鐵鑛山のうち此年度には28が作業を續けて居つた。ドイツの鑛山の原鑛採掘高は4月に31,957噸で9月に83,356噸に達した。全體で此半年の間は3,317人の労働者で370,941噸採掘せられた。

製鍊會社に於ては需要増加の結果、6ヶ月の間に銑鐵の生産は45%増加し鋼塊の生産は51%増加した。値段の引上はしかし一般に不可能であつた。絶えず高騰しつつある屑鋼の代價及運賃にも拘らず國內に於ては市場を出来るだけ強固にせんと努める必然の結果として値段の引上は斷念せねばならなかつた。製品の輸出價格はかの鐵を加工する工業間に取結ばれた協定價格の範圍内に一定せられた。國外に於ても亦西及東の通貨膨脹國の競争は矢張値段の引上を不可能にした。フランが漸次良化し安定するに至つて始めて——國際鋼塊共同組合の効果と相俟て——營業年度の終りには鐵の輸出値段が上騰してきた。この半年間の全生産は銑鐵 2,273,647 噸、鋼塊 2,538,865 噸、壓延鋼 1,924,000 噸、鑄鐵 152,116 噸であつた。鐵製品の全製産は（自會社用を除いて）2,203,151 噸に上り そのうち 國內向が 1,259,911 噸、國外向が 1,042,240 噸である。

創立者側諸會社が個々の聯合(組合)に對して持つて居る持分は 1926年4月1日を以て本會社に引移された。重な鐵及鋼の組合に對する全持分は傍系會社に對する持分即ちスツム、ロムバツハ經營に對する持分等を引くるめて本營業年度の終には次の表に表はされる。

組 合	各會社の持分總額	合同製鋼會社の持分	その%
銑鐵組合	2,268,852	578,802	43.141
鋼塊組合	16,635,365	6,834,101	41.082
A 生産品組合			
A 半製品	843,105	427,550	50.711
B 軌道材料	2,282,641	1,082,322	47.416
C 型 鋼	1,193,909	259,272	21.715
D 全A 生産品	4,319,655	1,769,144	40.956
棒鋼組合	3,895,829	1,339,087	34.372
綠鐵同盟	953,829	462,074	48.444
板物組合	1,619,788	721,640	44.551
線材組合	1,540,896	460,357	29.877
針金製品組合	826,606	194,820	23.569
ロール組合	—	—	50.198

工場の改善及新設の爲の通常支出の外に本報告年度に於ては多くの新設工事が完成せられた。重なるものを挙げればルールオルトに於ける電力分塊鋼片工場、アウグスト、チーセン、ヒュツテに於ける熔鑄爐及製鋼工場並ドルトムンドユニオンの壓延工場の擴張更にハムボルのコークス製造所の完成エリン及ミニスターシュタイン堅坑の完成等である。

諸工場に於ける變革は同時に廣きにわたる労働者の地位の變革を促した。工場又は工場の或部分の休止が實行せられた結果その労働者は作業を繼續している工場に移動しなければならなかつた。しかし又多くの場合に於て解雇は避くべからざる所であつた。事務員や雇員の側にも管理の變化、販賣場の變化、帳簿の統一の結果非常な移動が必要とせられた。本營業年度の間を通じて全體に於て之を觀察すると鐵山及製鐵工場の労働者數は殆んど同じであり又事務員數も殆んど同數を保つて居る。全

員數は年度の始に於ては 14,860 の事務員と 158,556 の労働者を包含していた。最初には使用人の淘汰が行はれたのであるが其後再び増加せられたので加盟各會社の事務員及労働者は年度の終に於て各各15,301及172,767となつた。良化した經濟状態と合理化方針の成功とは會社の使用人達にも好結果を齎している。即ち労働者數は9%増大し1ヶ月の全賃金は30%、個々の労働者の平均1ヶ月の収入は20%程増加した。而もその場合に全収入の増加は税額の變化を伴はなかつた。只炭坑に於てのみ拘束力ある仲裁裁判に依て平均賃金の増し高のうち4%を徴收せられることになり9月1日より實行せられている。一營業年度の賃金、俸給の爲の直接支拂は2億1,110萬マークを要するのであるが其他の法定の若くは自發的の負擔があり夫が全部で2,200萬8,195 マークに達している。それ故に1年を通算すれば全資本の5%が社會政策的目的に支出されている。この負擔の外に國家及公共團體の税ドーズ、プランによる負擔等——之等は最近の査定によれば2,018萬2,705 マーク41に達する——を加算すれば全負擔(42,190,500 マーク41)は1年に於て株式資本10%を越ゆることになる。この非常に高きに上る社會的出費は本營業年度の間に起つた1926年6月25日の組合法の改正に依て更に増大して來た。それは此法律が病人數を非常に増加せしめたからである。何となれば病者支給規則はこの法律に於て殆んど労働賃金と同じ位の給付を約束した。そこで病氣の申出が増加し炭山に於ける正常なる生産行程の遂行を困難ならしめた。1人1月當りの病氣届は鑛山に於て4月の1.51から9月の2.63と殆んど44.17%増加した。

1926年9月30日貸借對照表の財産其他の貸方は18億5,267萬1,425 マーク20である。財産のうち主なるものを書けば鑛山及製鐵設備1,135,882,535マーク20、持分及有價證券199,804,460マーク36、製品債權269,681,147マーク74、借方のうちでは主なるものは株式資本8億マーク、ゲヌスシャイン125,000,000マーク、法定積立金79,994,000マーク、借入金402,754,000マーク、長期の債務144,572,735マーク57、短期の債務86,577,423マーク06、熔鑛爐の改修及鑛山資源の消耗積立金は98,643,954マーク96である。

損益計算書は94,784,626マーク32の總収入を發表し其中から42,190,900マーク41の税金、社會的出費26,136,370 マーク79の各工場の減價消却を差引いた後純益を26,457,355 マーク12と計上している。此のうちから6,000マークが法定積立金とせられ49,027 マーク10が定款による重役報酬として支拂はれ24,000,000 マーク(3%)が利益分配、2,402,328マーク02が次期に繰越された。(三菱製鐵會社寄稿)

ロシア鐵鋼業の設備改善に關する大計畫 ロシアに於ける製鐵鋼業の擴張と改善との爲に5ヶ年間にわたつて3億5,000萬弗を支出せんとする計畫は、最近に於てソヴィエツト政府と米國チカゴ市フライン・エンジヤリング・コムパニーとの間にそれに関する契約書の調印を終つたことによつて、大に世人の耳目を衝動した。ロシアに於て製鐵及製鋼工業を發達せしめんとする所以は、ソヴィエツト政府がこれによつて近隣諸國と競争せんが爲ではなく、ロシア工業を平時及び戦時に於て自給自足し得る状態に逆引上げんとする處に外ならない。諸工業は政府の監督に屬し、一切の競争を回避することに努めるであらう。

世界戦争前に於ては、ロシアの製鐵鋼業は大部分外國資本の支配するところであり、その目的とす

るところは戦時の必要であつた。戦争以後も在來の工場には殆んど進歩の跡がなかつた。かれらはウラル地方に存在し、木炭をその燃料に使用してゐた。今日に於ける生産は戦前の約70%に到達してゐる(註。ロシアの戦前1913年に於ける生産高は鉄鐵456萬3,000噸、鋼418萬1,000噸である)。

ソヴェット政府とフライン會社との間の契約書は、金錢の支出に關する限りでは3つの部分に分かれてゐる。1億5,000萬弗が3つの新しい製鋼場の建設其他の諸設備に費される。1億萬弗が製鋼工場所在地の市街建設に費される。更に残りの1億萬弗は在來の製鋼工場の改良に費されるのである。

該計畫の遂行上アメリカの技術者はロシアに赴き、又ロシアの技術者は設計法及び作業法を學び、且つ新しい工場及び在來の製鋼工場の改善に關する計畫、仕様書及び圖面を會得する爲にアメリカに來るであらう。フライン會社は新工場の設計及び舊工場の現代化に關する計畫を作成することになつてゐる。會社は更に新舊工場に於ける細部にわたつた圖面、仕様書、及び建設材料の明細書を作成するであらう。しかしながらソヴェット政府は、契約書のこの部分の條項を其儘實行するか否かに關する決定權を保留する。契約書は更にフライン會社が工場の建設を監督すべきことを規定してゐる。しかしこの條項は任意的なものであり、政府が自ら工事をすることも出来ることになつてゐる。尙ほ該契約書は、會社がその設計に參與しなかつた建設工事に對しては、會社はそれを監督する必要がないと云ふことを規定してゐる。

報酬は建設豫算の額に從て一定のスライディングスケールに依り決定せられる。契約期間は5ケ年に満了し、ロシア政府は最初の3ケ年に對して、建設が完成するかしないに拘らず、4,250萬弗の事業費に相當する報酬を約束した。紛議を生じた場合に對しては契約書は調停條項を規定してゐる。

現在計畫せられてゐる3つの製鋼工場の各々は1年75萬噸の鋼塊生産能力を有する筈である。第1の豫定工場はアジア、ロシアを對象とし、シベリアのクズネツキー盆地に建設せられる。その地點が選定せられた理由は、附近に磁鐵鑛が埋藏せられて居り、石炭の廣大なる産出地があるからである。工場はシベリア鐵道の支線にそひ、モスコウより東方1500マイル、支那の國境より北方150マイルの地點に設立せられる。最初に裝置せられるのは1日に各々700噸を生産する2つの熔鑛爐であり、その最終の豫定生産能力の1/2に相當するものである。

第2の工場は磁鐵鑛山のあるウラルのマグニトナヤ地方に設けられるであらう。この工場は第1のものと同様の生産能力を有する。第3のものは多分南ヨーロッパ・ロシアのクリヴオイログに建設せられる。そこには燐を多量に含む鐵鑛が豊富に埋藏せられており、且つ石炭の多量の供給が可能である。良品の石炭はウラル地方に於ては産出せられない。それ故に1500哩の遠方にあるクズネツキー盆地から運搬する計畫がたてられてゐるのである。

ロシア人は出来るだけ諸設備を統一せんことを欲してゐる。3つの新設備及び在來の工場のうち改善せられる豫定のもの多くの點に於て同一の設備を採用するであらう。

ロシアに於ける鐵鋼業はすべての金屬の監督官廳たる金屬本部(グラブ・メタル)の監督に屬する。

ユーゴ・スタール・トラストとか南ロシア・ステール・トラストとかの諸トラストは金屬部の指揮の下に立つてゐる。數多の工場はこれらのトラストの傘下に集り。管轄上の區割を形造つてゐるのであるが、これはアメリカに於ける私有工場の團體と全然同一である。金屬本部は、すべてのロシアに於ける工業を監督するところの國民經濟委員會の下に屬してゐる。本委員はアメリカに於ける内閣にも相當すべき人民委員會に對して責任を負ふものである。(八月十八日發行のアイオンエージ誌より譯出—三菱製鐵寄稿)

獨逸鋼材の米國に於ける不當廉賣の真相 海外鐵鋼情報第10號 (1927年8月11日アイアンエージ誌抄譯) 『政府當局の該事實に關する取調べに於て、獨逸オットー、ウルフ商會米國代表大に辯明に努む。』過る8月3日米國製鐵業者の1團は、獨逸の製造にかゝる製鋼材の米國市場に於ける不當廉賣問題に關する大藏省關稅當局の査問會席上、之に關する幾多の實證を挙げ、事實獨逸國內の市價よりも下値に、米國に於て獨逸品が販賣せらるゝ以上、米國は宜しく國家利益の擁護のため、不當廉賣防止法を適用すべしと、政府に要求する所があつた。

製鐵業者の陳述に對し輸入業者を代表せる獨逸オットー、ウルフ商會米國代表、デョージ、イー、ドイツクス氏は以下の事實を以て、製鐵業者の言ふ所を辯駁し、不當廉賣防止法の適用を峻拒した、即、事實獨逸製品は嘗つて米國に於て、不當廉賣されたことはない。輸入噸數も極めて僅少で米國の鋼材全産額に比較すれば殆んど言ふに足らない數である、且又、不當廉賣防止法の適用に當つて有力な根據となる米國産業を阻害した事實は既往は元より將來も無いものと豫想して居る。

米國製鐵業者の一團は以下の如き人々であつた、即、ベスレヘム製鐵會社副社長マツクマス氏、同助手デョンストン氏、同社紐育建築販賣主任ブレツトランド氏、同社ベスレヘム販賣技師マツキントツシュ氏、同社華府代表レオナード氏、ジョンス、ラフリン製鐵組合輸出部支配人ホリデエー氏、ドンネル製鐵所フィラデルヒア販賣部支配人アツプハウス氏、ホキーリング製鐵組合長助手フオツス氏、ヤングスタウン薄板、鋼管會社代辯者助手アルヂエツチンガー氏、ピツツパーク製鐵會社ミラー氏等である。又家畜用金網製造業者の代表はウキツクワイヤースペンサー製鐵會社顧問サウスウエル氏、ホツト・ロールド・ストリツプ・インステイチュート顧問クラーク氏であつた。

此回の事件の起因は、獨逸から海外に輸出する製鐵並に鋼材には、同國政府が獎勵金を與へて、保護してゐるといふ、告發に基くのである。米國大藏省當局は之に就て、獨逸に對し制止命令を出した。そこで獨逸から委員を出し、聯合委員會で調査して見ると、獎勵金を與へて居る證據は一つもないので、米國は先の制止命令を撤回した。其の後に至り法律の適用が不當廉賣防止法の上に向けられ大藏省關稅當局が種々調査研究の末其を適用することゝなつた。元來不當廉賣法は、初め鉄鐵について制定されたもので、爾來今日に至つて居るのである。

マツクマス氏ベスレヘム製鐵會社の爲めに辯ず 關稅當局の取調べに對し先第一にマツクマス氏は次の如く陳述した。

鉄鐵及鋼材は既に相當の噸數が輸入された計りでなく價格が又不當に廉いから、米國一般の産業は既に少なからざる影響を蒙つた。1921年に兩者の輸入は12萬噸であつた、1926年には110萬噸に増加した。6年間の鉄、鋼輸入總額は413萬6,910噸で内鉄鐵4割5分、鋼材5割5分、總價格は1億8,470萬8,000弗に達した、鐵、鋼材を米國に輸入する諸外國中、1921年には問題にならなかつた獨逸は、1926年に於て、一躍第一位を占むるに至つた。尙マツクス氏は、1927年2月3日版のアイアンエージ誌を引用し陳述をつづけた。

米國商務省の統計によれば1926年に獨逸から米國へ輸入した鋼材は建築用型鋼及棒鋼丈でも3萬4,418噸に達する。今噸40弗とすれば總價格は127萬6,720弗となる。本年の輸入高は、11萬4,450噸であるから、噸當り同じく40弗とすれば、總價格は457萬8,000弗となるわけである。

米國の鉄鐵並鋼材の生産額と消費量とに比較すれば、獨逸から輸入する噸數は些細である、然し茲に注意せねばならない事は輸入港から相當離れておる地方では、鐵道運賃のために、獨逸品が米國品と競争出來ないといふ事實である。即、輸入される鉄鐵並に鋼材は大部分東部の輸入港附近で消費される。其結果、米國製鐵業者中、偶々東部地方に常華主を持つておる會社にとつては、獨逸品による打撃は、決して、看過するわけには行かない、1926年に於てベスレーム製鐵會社の製造する壓延鋼材其の他の製品は433萬7,957噸である、之に對し同年の鋼材輸入額は、66萬4,172噸であるから、恰も我社生産額の1割5分強である、これ丈外國製品が輸入さるれば、勿論、それ丈内國製品の需要が減るわけである、従つて我社の製品も確に壓迫を受けておると信ずる。

沿岸諸市に賣込まれた外國製品の數量は少くない マツクス氏は更に次の如く陳述した。

1926年に於て、紐育市に輸入された、獨逸建築用型鋼材は、我ベスレーム製鐵會社が、同市に於て販賣する數量の、1割8分5厘に相當した又ボストン市に輸入さるゝ同種鋼材は、我社の同市に於ける販賣高の1割5分であつた。又鐵筋用棒鋼に就て見ると、紐育市に於ては、我社販賣高の1割5分でボストンに於ては、我社販賣高の3倍以上になつておつた。

外國製品の輸入は、それ丈現實に、米國製品の需要を奪つておるわけであるが、それ以上に米國産業に與へる打撃は不當に低廉な見積によつて米國の鋼材市場が絶えず攪亂される事である。既に關稅調査委員が報告しておる通り獨逸品がたとへ買れなくなつても廉い値で見積られることは、非常に米國の市價を引下げることとなるのである。

假に品質と納入條件とが同じならば、鋼材の注文は一番よい値段（即最低値）に出合ふか否かによつて決するのである。外國製品の見積に敗けない丈に、廉く見積れ、とは、販賣係が購買係との日々の折衝の際に屢々注意される事である、競争が激烈な爲め、廉い外國品との競争は頻發である、斯る場合には注文は取つても、結局利益は擧らない、尤も斯様な狀勢となれば、外國品は特別の場合の外大概賣れない、従つて輸入高が増へることはない。兎に角、單に見積のための不當に廉い外國の見積は米國産業にとつて大きい打撃である。

外國品の競争は米國の市價を下落させる 現に我ベスレーム製鐵會社の見積と、獨逸の見積(鋼材の)とが競争になつた實例、又は注文を取るため、結局値引きせなければならなくなつた實際の場合、澤山にある。最近我社は又獨逸製品の不當廉賣が、米國の市場に、如何に深刻な影響を與へておるかを明にする實例に出遇つた。或る我社の取引仲買先では、獨逸品を見積つた他のブローカーと競争するため、我社の製品を更に値引きしてくれる様にと、頼んで來た。或ブローカーが、廉い外國鋼材を買付ければ、他のブローカーは、それより廉く、外國品を買付けるか、さもなければ、内地品を値切る外、仕方ないのである。

或場合には獨逸品の見積が、餘り廉いために、到底競争に耐えないことがある。斯る場合には、みすみす獨逸人に注文を取られて了ふ、かゝる顯著な場合を、5つ擧げて見よう。それは過去1年半の間に起つた事であるが、その度毎に、相當數量の鋼材注文が獨逸に取られたわけである。第1の例は、バルチモア附近の、水力電氣工事の水路堰堤(ダム)に用ゆる鐵筋の見積で、數千噸のものであつた。第2はヒラデルヒヤ市、小麥積込設備の鐵筋數千噸。第3は紐育市附近の或工場購入の帶鐵(但其の一部は米國品が採用された)。第4は、ミアミ附近のフロリダに於けるシートパイソング材で、第5の例は紐育市附近の或造船所(我社常華客の一人)の獨逸製鋼板買附である。斯る實例は、此以外に。大西洋、太平洋兩岸に尙澤山ある。

米國の政府も、製鐵業者も、獨逸製鐵業者の正當な競争に對して、決して彼是を云ふものでない。只米國人が、獨逸製鐵業者に對し(佛、白、兩國の製鐵業者に對しても同様であるが)、注意するのは三國共自國內で取引して居ない様な廉い値で見積つて、米國市場を攪亂さへしなければ何時我々の市場に入つて來ても差支ないといふことである。米國に於ける賣値が、自國に於けるものと同じ標準にさへあれば、何等の制裁もなく單に普通の輸入國税がかけらるゝ丈である。その率とても獨逸の現行率より低く、重要製品で從價1割以下のものであるから決して輸入禁止的の重税でない。

思ふに今日 一、外國品の輸入は増加する一方で、且、二、歐洲諸國は、自給自足しておる米國の市場へさへ、下値を提供して輸出を奨勵し、加ふるに、三、歐洲製鐵業は組織的方法にて輸出を計り、四、現在鋼材市價の居所は甚だ低く、資本に對して、到底利益を擧げることが出來ない、實情に鑑みる時躊躇なく不當廉賣防止法を適用されんことを申告するものである。

他の製鐵業者も影響を蒙つておる アルヂエツチンガー氏は、繼目無油送管の見積で、ヤングスタウン薄板鋼管會社が、太平洋岸地方で、獨逸と激しい競争に陥つたことを指摘し、尙次の如く述べた。獨逸の値段は、米國製造者の値段より、遙に低廉であつた、獨逸製の蒸汽鋼管、瓦斯管及水道鋼管も常に競争になつた、テキサス地方では、釘及鐵條網が獨逸品の競争のために、賣行きがない、チャールストンを経由して多量の釘が輸入されておる。

アツプハウス氏の云ふのには昨年度に於ける、ドンネル會社の生産噸數は減少した、これは獨逸品の輸入によつて、壓迫された爲である、實際同社は、外國品が値段を非常に廉くするために鋼材プロ

カーとの取引に困難してゐる。

ピッツバーク製鐵會社のミラー氏の云ふのには、同社は、獨逸製鐵業者が、廉い見積を出すために繼目無鋼管で屢々競争を繰返へした、不當廉賣の確證は握つて居ないが、その事實のあるのは確かである、棉花包装用帶鐵は、激しい獨逸品の競争のために、米國製鐵業者は、一つも利益を擧げ得ない、又ワオルレアン地方に於ては、釘及針金に對し獨逸が非常に廉い値段を出すために米國製造業者は、とても競争することが出來ない、獨逸輸入商の顧問クーバー氏の云ふのには、獨逸では棉花包装用帶鐵は自國用としては全く造らない、従つて國內相場が定てないから、不當廉價の據り所がない、此の陳述に對し米國製鐵業者顧問は、種々の挑戰的質問を試みた。

フォツス氏の云ふのには、獨逸製線材は米國品より、噸に付2弗廉い、鋼管、薄板等の獨逸品は米國に於て自國內の市價より廉く賣られてゐる。

ギルバートベンネット會社ミラー氏の云ふ處によれば、米國家蓄用金網工業はベルギー及獨逸、就中獨逸の競争によりて、打撃を蒙つた、獨逸製金網は、自國市價より1割5分乃至2割廉く賣られてゐる、その上、分類の變更によつて國稅率を4割から2割5分に引下る運動さへ勝手に（使用者側に於て）努力されてゐる。

クラーク氏によれば、獨逸製造者は、帶鐵を自國市價より、噸當り2弗乃至4弗安く見積つてゐる、若し運賃諸掛りを差引く時は、自國內で販賣するより、約6弗安く、米國市價に比べれば、正に15弗乃至20弗安いわけである。

ホリデー氏の云ふ處によると、ジョージスラフリン會社も、獨逸と激しい競争に陥つた。販賣係員の報告は、ベスレーム製鐵會社初め、他の製造業者の言ふ所と其歸結を一にしてゐる。鋼材の不當廉價を、適確にすることは出來なかつたが、然し外國品は事實米國市場を攪亂してゐる。

輸入業者は「米國に輸入されたと云はれる數量は無實なり」と主張す デイツクス氏は以上に對して、次の如く高調した。即

外國から輸入は、計畫的にやつておらない、そして不當廉價はやつて居らない、1926年に獨逸から輸入した建築用型鋼材は2萬1,000噸、棒鋼材は1萬5,000噸である。これが此回の取調事件の實體で、數量から見れば些細なものである、到底米國の産業に打撃を與へる様なものでない。米國産業の大勢を明にするために製鐵事業の所得を調べて見ると、1926年は製鐵業として、未曾有の良い年であつた、マックマス氏は之を駁して如何に製鐵業の全資本に對し、その収益率が小さいかを述べた、デイツクス氏は1927年の上半期に、ウオルフ商會の手で、輸入した高は1萬6,500噸で、ユー・エス・ユーホレーションの1日の積出高の僅に1/3に過ぎないことを述べ、獨逸製棒鋼の價格が、ベルギー及ルクセンブルグに於ける見積價格よりも高かつたことをアイアンエージ誌の引證によつて明にした。

尙デイツクス氏は述懐して、獨逸は、佛、白の見積値段と競争せなければならぬ。然し競争に勝つた時は、不當廉賣の懸疑を受ける時だと云つた。

ドイツス氏は更に次の事を述べた。即

獨米貿易では、寧ろ米國の方が、取り前になつてゐる。自分が或大きな米國製鐵會社の輸出部に關係しておつた經驗から見ると、米國の製造者も亦、外國市場では、常に米國內の市價より5弗乃至10弗廉く賣捌ひてゐる。

米國の製造者が、自國の市價より、廉價に外國に賣捌きながら、外國が米國に對して廉賣するとそれを罰することの矛盾をドイツス氏が指摘した時に、理事官のカンプ氏は次の如く云つた。即、米國政府は、不當廉賣防止法を設け、之を適用するに對し、何れの國をも彼是云つたことはない。本來、鋼材を製造しない國に於ける場合と、充分に生産の要素を備へてゐる國に於ける場合とでは、値段の見積競争上、非常な違ひがなければならない。(鐵鋼協議會寄稿)

歐洲國際鋼塊組合に對する米國の利害關係 海外鐵鋼情報第9號 (DBZ紙 1927年8月18日判抄譯) 記者は、最近米國工業界の視察から歸つた、ラインウエスト、フアーレンの有名な某製鐵業者と會見し、歐洲國際鋼塊組合に對する、米國の利害關係に就て、以下の質問應答を試みた。

問 (記者) 近く米國は歐洲國際鋼塊組合に加盟するであらうか。

答 (歸朝者) 否、入るまい。然し米國は歐洲の製鐵業者が益々壓迫してくることは少なからず憂慮を懷き、地理的に見て歐洲にある鋼塊組合員に對してより遙に、米國製鐵業者に有利である南米の市場に於ても、激しい競争が起るものと豫期してゐる。

問 國際鋼塊組合が成立した爲めに、米國の製鐵業が何か危險を感じることはないか。

答 米國にとつて別段危險は無からう、然し英國が組合に加盟することになればその影響は免れまい最近米國の市場に於ける、歐洲製鐵業者の激しい競争が、ベスレーム製鐵組合長、チャールス・エム・シュワツプ氏によつて發表されたが、大變な評判である。

問 國際鋼塊組合に、米國が参加しない理由は、單に米國のカルテル制度 (外國の組合に加盟を禁止せるもの) の爲めであるか。

答 否、左様でない、一般米國人は若し國際鋼塊組合へ加盟することが米國にとつて必要となつた場合には、カルテル法は決して邪魔になるものでないと、考へてゐる。加盟するか否かの問題は現在の處それ程切迫してゐらない。米國に於ては歐洲に於けるよりも一層廣汎に且有力に、作業及技術上の集力整理が製鐵業經營の上に實行されて居るから此の點が米國の製鐵業にとつて強味である。米國製鐵業者は最近歐洲諸國との激しい競争に刺戟され、反動的に經營上、作業上の節約に努めてゐる。米國では特に高率の労働賃銀が維持されて行かなければならないから一層その覺悟を強くしてゐる。尤も高率なる労働賃銀は米國市場の繁榮を維持する一要素、換言すればその下落は米國市場の景氣を悪くするものと見做される。

問 生産の減退は米國內の市場に於ける購買力の衰退に關係ありと見做して差支ないか。

答 それは勿論關係がある、就中、米國に於て最も大きい消費工業であつて、數年來生産制限をやつ

ておる、自動車製造工業を考へて見る時に、それがよく判る。斯る事實を見て考へんならんことは米國の諸工業は、從來よりも一層海外への輸出に力めなければならぬといふ事である。米國人が從來その方面に甚だ無頓着であつたことは世界の市場を見て遺憾無く證明さるゝわけである。

問 生産の減少は亦、物價の下落を齎すか。

答 そうである然しそれはごく狭い範圍でそうであつて、鉄鐵の如きものがその例である。

問 米國人が大に輸出に努力した結果は鐵鋼材輸出の上に表はれておるか。

答 統計に徴すると、米國の本年1月以降5月に至る輸出總額は既に94萬7,500噸に達しておる、前年同期は87萬噸であつた

問 米國の競争は歐洲にとつて問題になるか。

答 問題と成るにはなるが、これも制限のある話で、例へば英國の如きがそれである。若し英國が國際鋼塊組合に加盟し且つ歐洲鋼管組合にも入る様になれば、それは米國鐵鋼材の販路に對し重大な利害を持つことにならう。

問 英國が本眞に、鋼管組合に入るものと、見て差支ないか。

答 此の點に就いての英國の交渉は最近大に進歩した、然し暑中休暇のために、昨今は停頓の姿である。大體交渉成行から見れば秋迄には解決するだらう。最近の交渉は米國にとつて重大な利害關係をもつておる。(鐵鋼協議會寄稿)

八幡製鐵所鉄鋼生産高 (單位噸)

	鉄 鐵	鋼 塊	鋼 材
昭和 2 年 9 月中	54,044	82,477	64,818
" 年 累 計	526,526	781,465	566,580
前 月 比 較	+ 372	- 3,318	+ 6,054